

2024年度 第23期 水俣学講義10回目

「水俣病の補償・救済制度」

2024.11.28

熊本学園大学水俣学研究センター

田尻雅美

水俣病事件から何を学ぶのか

- 水俣病が公式に確認 1956年5月1日
↓ 放置された12年
- 政府が公害認定 1968年9月26日
- 水俣病と認定（公害健康被害補償法による）→「補償協定」
- 水俣病と認めないままの各種救済措置（水俣病総合対策医療事業）
- しかし、今日でも「水俣病は終わらない」
- 水俣病と認定された患者たちは、補償を受けて救われたのか
- 水俣病患者へ向けられる差別

考えてほしいこと

- なぜ、水俣病が起こってしまったのか
- なぜ、被害が拡大したのか
- なぜ、被害者が差別されるのか
- なぜ、水俣病が終わらないのか

水俣病の病名

発生当初 「水俣奇病」

1957（昭和32）年 熊大研究班では、「奇病」と呼ぶのは医学的でないなどの理由で発生した地名で「水俣病」と仮称

1969（昭和44）年12月に「公害の影響による疾病の指定に関する検討委員会」（厚生省）は、特異な発生経過、国内外で通用していることから病名を「水俣病」と指定。同委員会は

1970（昭和45）年3月、厚生省公害調査等委託研究「公害の影響による疾病の範囲などに関する研究」で、既に国内外に定着しているという理由から「政令におり込む病名として「水俣病」を採用するのが適当」と報告

水俣病の補償・救済

1959年12月30日	見舞金契約（チッソと水俣病患者診査協議会で認められた患者）
1973年7月	補償協定締結（チッソとの協定、認定された患者のみが対象）
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律（水俣病患者）
1974年12月	認定申請者治療研究事業「認定申請者医療手帳」
1996年	水俣病総合対策医療事業 「医療手帳+一時金」 「保健手帳」
2005年	水俣病総合対策医療事業の拡充「保健手帳」（新保健手帳）
2005年	治療促進事業（確定原告に対する医療費などの支給）国との委託契約
2009年	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法「被害者手帳+一時金」 「水俣病被害者手帳」

水俣病にかかわる様々な手帳

水俣病患者と認めないまま給付される手帳

認定された方の「水俣病患者手帳」
(同じ手帳だが色が違う)



種類が多く、当事者たちは、
違いを理解していない人も
多い

これら以外に裁判で認められた人の
手帳がある

2024年 水俣病の公式確認から68年

2004年 最高裁判決：国や県の行政責任

2013年 国の認定基準の過ちも認める

行政の水俣病の病像、認定制度・救済策が破綻

2023年9月27日 ノーモア・ミナマタ近畿訴訟判決

128人原告全員が水俣病（特措法上）

低濃度長期汚染の遅発性水俣病、特措法対象地域外の曝露、

1974年1月までの曝露、を認めた

10月5日チツソ、10月11日熊本県と国が控訴

2024年3月22日 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟

144人のうち25人が水俣病→除斥期間による請求権の消滅が適用され、原告敗訴

特措法対象地域外の曝露、曝露終了後から10年程度

1973年12月31日までの暴露を認めた

水俣病患者の苦悩と苦闘は続いている

現在係争中の水俣病訴訟

	訴訟名	裁判所	被告	原告数	進行状況
1	ノーモア・ミナマタ 第2次訴訟	熊本（国賠）	国・熊本県・チッソ	1424名 (第1陣～第14陣)	2013.6.20提訴、2024.03.22・熊本地裁判決（第1～2陣144人原告敗訴、25名は水俣病と認めたが除斥期間による請求権の消滅）、福岡高裁で係争中
2		東京（国賠）	国・熊本県・チッソ	82人	2014.8.12提訴、東京地裁で係争中
3		大阪（国賠）	国・熊本県・チッソ	137人	2014.9.29提訴、2023.9.27判決（原告勝訴）、大阪高裁で係争中
4	新潟水俣病第5次訴訟（ノーモア・ミナマタ第2次訴訟）	新潟（国賠）	国・昭和電工	147人	2013.12.11提訴、2024.4.19判決（先行47人の結審中26人勝訴）、係争中
5	新潟第2次行政認定訴訟	新潟（行政）	新潟県・新潟市	8人	2019.2.4提訴、係争中
6	第2世代認定義務付け訴訟（水俣病被害者互助会）	福岡（行政）	国・熊本県	7人	2015.10.15提訴、2022.3.30判決（原告敗訴）、福岡高裁で係争中
7	倉本チズ棄却取り消し・認定義務付け訴訟	熊本（行政）	熊本県	1人	2018.12.19提訴、係争中
8	川上氏棄却取り消し・認定義務付け訴訟	大阪（行政）	熊本県	1人	2020.6.17提訴、係争中
9	御所浦の原告 認定義務付け訴訟	大阪（行政）	国・熊本県	1人	2020.5.25提訴、係争中
10	特措法手帳返上損害訴訟	東京（損賠）	国・熊本県・鹿児島県・チッソ	1人	2019.6.1・東京地裁判決（原告敗訴）、2020.2.27・東京高裁判決(原告敗訴)、原告上告、最高裁で係争中(2022年6月現在)

出典：「水俣病事件主な争訟」水俣病センター相思社、https://www.soshisha.org/jp/about_md/suits 2024.9.5最終閲覧、第2世代訴訟・ノーモアミナマタ訴訟資料より作成

被害者軽視の態度が露わに

□2024.5.1 水俣病慰霊式後の環境相と患者団体の懇談（環境省主催）

◎環境相が当事者の声を聞く機会として設けられた。

◇1団体3分 8団体が参加

◇発言が長引くと、内容をまとめるよう求める環境省職員

◇水俣病被害市民の会代表の山下善寛さん（83）マイク遮断

◇水俣病不知火患者会長の岩崎明男さん（70）発言をさえぎられる

◇水俣病患者連合副会長の松崎重光さん（82）マイク遮断

◇「マイクの音量を切ったのか」と詰め寄る

◇環境省職員は「不手際。申し訳ありません」と返答（熊本日日新聞2024.5.2）

◇伊藤氏は懇談後の記者会見 5/5

「意図的に切ったのかは知らない。発言は全て聞き取りメモをした。一度の懇談で全てを聞くことができないので、これからも機会を見て話を伺いたい」と述べた。
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE042K40U4A500C2000000/>

被害者軽視の態度が露わに

□5/7被害者団代が「被害者たちの言論を封殺する許されざる暴挙」と抗議

□環境省 特殊疾病対策室長が8日に被害者側に謝罪する方針を明らかに（5/7記者会見）

◇マイクの運用について事前にアナウンスする予定だったが「読み飛ばした」と説明

◇伊藤環境相の謝罪は現時点では予定していない

<https://news.yahoo.co.jp/articles/ea7170369b862024f3d898c318eadd871843219a>

◇6/30特殊疾病対策室長厚生労働省大臣官房付に出向

◇伊藤環境相、7月8, 10, 11日 水俣市、鹿児島県獅子島などで再懇談

被害者らの抗議に対して

◇熊本県の木村敬知事5/10定例記者会見：発言団体側が抗議した状況を「大臣も環境省（職員）も事実上つるし上げになっていた」（熊本日日新聞2024.5.12）

◇各団体によると確認された電話は計5件。「（割り当て時間の）3分を守らない方が悪い」「騒ぐのはおかしい」

◇懇談に出席していない患者支援団体にかかってきた電話は3件。「環境省だけ責められるのはおかしい」「対立が生まれぬか心配」といった内容だった。

◇5/21 水俣学研究センターにも

5/10の「時間守らないのがおかしい」水俣病被害者団体に批判電話やメール 毎日新聞 花田研究員のコメントを見て (mainichi.jp)

「被害者側が責められることは何もないことはない」とあるが、何もないことはない。時間を守らないのに声を荒げてマイクを切ったことに抗議するのはカスタマーハラメントでは。といった内容

水俣奇病対策と救済措置 発生当初「奇病・伝染病」

<p>1956年 5月28日</p>	<p>「水俣市奇病対策委員会」（水俣保健所、市医師会、市立病院、チッソ附属病院、市衛生課で構成）が発足し、患者の措置・原因究明にあたる。</p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>伝染病と早合点して因襲的な考えから、ひたむきに患者発生を隠蔽していた。</p> </div>
<p>7月27日</p>	<p>伝染病「疑似日本脳炎」とし、市隔離病院（避病院）に隔離（日本脳炎に準じ、伝染病の防疫措置に従い実施） * 医療費負担がない</p>
<p>8月</p>	<p>奇病発生地域の消毒（消化器伝染病及び日本脳炎に準じて実施） 井戸の消毒、患者発生自宅の消毒及び鼠族駆除</p>
<p>8月 3日</p>	<p>熊本県衛生部が、厚生省に「原因不明の脳炎様疾患多発」を報告</p>
<p>8月30日</p>	<p>熊本大学病院藤崎台分院、隔離病棟に「学用患者」として収容 * <u>医療費負担がない</u> 水俣市：1957年5月27日入院患者の付添人に食費月額4,000円を支給</p>

<p>1956年 11月3日</p>	<p>熊本大学研究班「伝染性疾患は<u>否定</u>、ある種の重金属中毒、特にマンガ ンが疑われる。人体への侵入は<u>魚介類</u>による。」 その汚染原因はチッソの工場排水が注目される</p>
<p>1957年 2月</p>	<p>熊大：水俣湾内の漁獲禁止必要</p>
<p>8月</p>	<p>16日 熊本県は、厚生省（当時）に水俣湾産魚介類販売の禁止措置について、<u>食 品衛生法</u>（1953（昭和28）年）適用の是非について照会 水俣市漁協、地先漁業の<u>自粛</u>を組合員に通告</p>
<p>9月</p>	<p>厚生省（当時）は 湾内魚介類すべてが有毒化した根拠はない</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明 らかな根拠が認められないので、当該特定地域にて漁獲された魚 介類のすべてに対し食品衛生法第4条第2号を適用することはで きないものとする」と考える」昭和32年9月11日、厚生省公衆衛生局長</p> </div>
<p>10月</p>	<p>15日 水俣市奇病対策委員会：12人（うち3人死亡）を水俣病と決定。 水俣市：奇病49世帯の実態調査。生活扶助17世帯など</p>
<p>12月</p>	<p>26日 水俣市：奇病世帯に更生資金貸出（14世帯 64万円）</p>

1958年 8月	<p>15日 水俣市議会対策特別協議会、水俣湾一帯の漁獲、食用自粛を促進することを決定</p> <p>15日 水俣市奇病対策委員会、水俣湾の魚を食べないように地元へ自粛を要望、患者宅の視察</p> <p>21日 熊本県、熊本県漁連関係漁協等へ水俣湾内での操業厳禁を指導通達</p>
1958年 11～12月	<p>「工場排水などの規制に関する法律」「公共用水域の水質保全に関する法律」（水質保全2法）1959年3月1日施行</p>
12月	<p>水俣市立病院に水俣病専用仮病棟完成、患者11人収容</p>
1959年 7月	<p>8日 熊本県議会「水俣病特別対策委員会」設置</p> <p>14日 水俣市立病院に水俣病専用病棟落成、29人が公費入院 熊本大学研究班会議で有機水銀説報告</p>

1957（昭和32）年度 患者発生状況	49世帯 64人（水俣病事件資料集上巻361 p）
1957（昭和32）年度 生活保護適用状況	17世帯 （水俣病事件資料集上巻361 p）
1957（昭和32）年度 世帯更生資金貸付	17人（水俣病事件資料集上巻364 p）
1959（昭和34）年 患者発生状況	63世帯 79人（死亡32人含）（水俣病事件資料集上巻542 p）
1968（昭和43）年 患者発生状況	89世帯 111人（水俣病事件資料集下巻1734 p）
1970（昭和45）年 患者発生状況	121人（胎児性23人、死亡46人）（企業の責任296 p）

チッソは？

1958年9月	排水を水俣湾に注ぐ百間港から水俣川河口に変更
1959年9月	爆薬説：日本化学工業協会（日化協）大島理事、旧軍隊が水俣湾に捨てた爆薬が原因
10月6日	チッソ附属病院ネコ実験で <u>水俣病の発病を確認</u> →公表されず

被害は更に不知火海沿岸に**被害が拡大**（海の汚染と患者の発生）

水俣市→熊本県→関係省庁
原因究明・危険海域指定・漁業禁止と区別立法など陳情

10月21日	通産省：チッソに排水を戻すことと排水浄化装置をつけることを指示
12月19日	チッソ：サイクレーターを中心とする排水処理設備を完成→のちの裁判で明らかになるが、全く効果のないものだった

患者たちは？ 患者とその家族の生活は窮乏、孤立

1957年8月	水俣奇病罹災者互助会結成（後に水俣病患者家庭互助会）
---------	----------------------------

↓

1959年11月25日 チッソ工場へ 補償金2億3千万円 一人当たり 300万円を要求
--

→

チッソ工場側 「厚生省の発表では、病気の原因と工場排水との関係はなんら明らかにされていない」

1959年11月	水俣市に（11/21熊本県に陳情）被害補償の陳情
	工場前に座り込み

「魚をとっても売れない。それで漁民の暮らしだから食うの困っているのです。」 「もう、本当に食うか食わず、米代も皆働けないから、ないわけです」
「（前略）私たち正門に座り込んでおってはずかしい思いをしながら、従業員の人にさえも私たちは隠れながら、座り込みをやっておりました。」

見舞金契約 1959年12月30日 調印

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金 成人	10万円/年
年金 未成年者	3万円/年 (成人に達したら5万円/年)

水俣病紛争調停委員会 1959年11月24日発足
寺本熊本県知事
岩尾熊本県議会議長
中村止水俣市長
河津県町村会長
伊豆熊日社長

「将来、原因が工場排水と決定しても 新たな補償要求は一切しない」条項。

責任の所在もない。

その後、水俣病がチッソ株式会社を原因とする公害と認められる1968年まで被害者たちは放置。

* 1959年12月25日

厚生省 水俣病患者診査協議会設置 (臨時)

(1961年9月 14日水俣病患者診査会発足 (主管：熊本県衛生部))

水俣病は終わったことに

1962年11月 胎児性水俣病が認定

「この案を呑まなければわれわれ調停委員会は手を引くといわれ、患者達は、生活の苦しさで孤立した闘いのなかで、ついに涙を飲んでその「見舞金契約」に調印した。」

原田正純：『水俣病』岩波新書
1989年 p 60

1968年5月	チッソ工場 アセトアルデヒド製造停止
9月	政府が水俣病は公害と認定
患者達	チッソと補償交渉を迫る
チッソ	「補償基準の日安がない」と具体策を出さず進展せず。厚生省に補償基準をつくる委員会設置を申入れ
厚生省	「水俣病補償処理委員会」を設置することになり、患者に対して「委員の選任は厚生省に一任し、 <u>結論には異議なく従う</u> 」という確約書を求めた
患者達	確約書を提出し厚生省に依頼する人達。 患者79人
	チッソと直接交渉する人達
	「見舞金契約」の二の舞を踏まないと決意した患者と家族29世帯112人（患者42人）は1969年6月14日に熊本地裁にチッソの責任を追及するために提訴
1973年3月	水俣病第一次訴訟 原告勝訴判決
7月	チッソと患者の間で「補償協定」締結
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律

水俣病に関する見解と今後の措置

昭和43年9月26日 厚生省

1 水俣病の本態とその原因

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによつて起った中毒性中枢神経系疾患である。その原因物質は、メチル水銀化合物であり、新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内の魚介類を汚染し、その体内で濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地域住民が摂食することによって生じたものと認められる。水俣病患者の発生は昭和35年を最後として、終息しているが、これは、昭和32年に水俣湾産の魚介類の摂食が禁止されたことや、工場の廃水処理施設が昭和35年1月以降整備されたことによるものと考えられる。

下線筆者

2 これまでの経緯と今後の措置

(1) 経緯

(イ) 水俣病については、厚生省は昭和31年以來その原因究明と対策にあたるとともに、食品衛生調査会に水俣食中毒特別部会を設け、慎重に調査、審議した結果、昭和34年11月に厚生大臣に対してその答申が提出された。

また、患者に対しては昭和38年以來県、市と協力して患者の医療対策を進めてきた。

(ロ) 昭和34年12月新日本窒素肥料株式会社と患者グループとの間において民事上の和解が成立している。

(ハ) 昭和35年2月政府全体としての総合的見地より、水俣病の原因究明と対策を検討するため、経済企画庁に「水俣病総合対策協議会」を設け数次にわたる検討が行なわれた。

(ニ) 本件の最終結論に関しては、本年7月経済企画庁長官と厚生大臣の話し合いにより、直接人の健康の被害にかかわる問題であるので、公害対策基本法の主務大臣が行なうこととされた。

		公害健康被害の補償などに関する法律		
施行年月		昭和48年10月(旧法は昭和44年12月公布)		
		水俣病認定患者とチツソとの補償協定		
申請期限		なし		
給付内容(金額は2015年)		Aランク	Bランク	Cランク
チツソが直接負担	一時金	1800万円	1700万円	1,600万円
	終身特別調整手当	177,000円/月	91,000円/月	71,000円/月
	医療手当入院	15日以上36,200円、8～14日34,200円、1～7日25,100円		
	医療手当通院	1日以上 25,100円		
	医療費	チツソが全額を負担		
	介護費	45600円		
	葬祭料	558000円		
金 患者医療生活保障基	針・灸治療費/療養費	回数・金額に上限なし		
	温泉治療券(年間/本人家族分の総計)	65600円	65600円	49200円
	その他	おむつ手当10000円、介添手当22,950円、香典100000円、マッサージ治療費1回1000円(年25回以内)、胎児性患者就学援助費(年間小学生50300円・中学生74100円、通院交通費10km未満270円・20km未満400円・20km以上600円・離島680円)		

公健法 認定制度が及ぼしたもの

医師に水俣病と診断されても、認定審査会で水俣病と認定されないと水俣病患者として認められず、補償を受けられない。

水俣病の未認定問題が大きな社会問題。認定申請者は増加。

裁判で解決を求める2000人以上の原告のいるマンモス訴訟が熊本、福岡、京都、東京の地裁で提訴

1990年9月

東京地裁「水俣病問題の早期解決のためには話し合いによるほかない」

水俣病被害者も高齢化
「生きていくうちに救済を」苦渋の決断

水俣病事件史上初めて和解を勧告

1995年～
1996年

政府による最終解決策に基づく和解協定
責任の所在のないもの・・・ 「水俣病総合対策医療事業」
和解協定案を受託
訴訟に加わっていない患者各団体も解決策に調印
関西訴訟だけが調印せず。

1995（平成7）年 政治決着

「今回の救済対象者は、認定申請が棄却される人々ではあるが、水俣病の診断が蓋然性の程度の判断であり、公健法の認定申請の棄却は、メチル水銀の影響が全く無いことを意味するものではないことなどに鑑みれば、救済を求めるに至ることには無理からぬ理由がある」

（最終解決策の付属文書Ⅰ）

法・通知・通達	総合対策医療事業				
施行年月	(平成8年1月12日公布)				
	医療手帳	保健手帳	(新) 保健手帳		
申請期限	1992年6月～1995年3月		2005年10月13日～		
	1996年1月22日～7月1日		2010年7月31日		
	5年ごとの更新が必要	更新不要だったが、特別措置法施行後被害者手帳への変更が			
給付内容					
一時金	260万円	なし	なし		
年金	なし	なし	なし		
療養手当入院	23500円	なし	なし		
療養手当通院	70歳以上 21200円	外来通院月2 回以上	なし	なし	
	70歳以下 17200円	外来通院月1 回以上			
療養費	自己負担分を国・県が負担	上限月7500 円・5回	自己負担分を 国・県が負担	自己負担分を国・県が負担	
針・灸治療費/療養費	上限月7500円 月5回、1回限 度額がある	月額7500円以 内で国・県が負 担(回数制限1回 当りの上限廃止) 温泉療養費が 追加	1回限度額があ る	月額7500円以 内で国・県が負 担(回数制限1回 当りの上限廃止)	月額7500円以内で国・県が負担
温泉治療券	なし				
その他	介護費用(医療系サービス)の自己負担分				
	赤字: 2004年水俣病関西訴訟最高裁判決で国・県の責任が明 確になった後、平成17年より拡充。青字: 拡充前。				

2004年10月 チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決

1.責任について	国・県の責任が明確
2.対象者の要件(病像)	疫学条件+感覚障害だけの水俣病
3.賠償内容	1人当たり400万円～800万円

国:水質保全法、工場廃水規制法に基づくチッソ水俣工場に対する排水規制権限を行使しなかった不作為の違法
 熊本県:漁業調整規則に基づく有害な物の除害設備の設置を命ずる等の排水規制を行わなかった違法

患者たちの新たな動き

- ・認定申請者が急増
- ・被害者の運動が広がった
- ・裁判も

水俣病患者と認めるのではなく、水俣病にもみられる症状がある人が対象

2010年 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

新たな区分の水俣病患者→水俣病被害者
胎児性・小児性患者の切り捨て→出生年で区切る(昭和44年)
加害企業の救済→チッソ分社化
国・県の行政責任は問わず
水俣病実態は不明 (被害地域・被害年数・被害者数(患者数))

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による救済 (2010(平成22)年4月1日施行)

- 趣旨「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」平成22年4月16日、閣議決定で
- 水俣病は、その発生から半世紀以上にわたり、水俣病の被害者に多大な苦痛を強いるとともに、地域社会に深刻な影響を及ぼしており、今なお新たに多くの方々が救済を求めている。こうした事態を看過することはできないことから、救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図るため、水俣病被害者の救済及び水俣病の解決に関する特別措置法が制定された。
- 特措法に基づく取組に関しては、いのちを守るとの基本的な考え方の下、これまで関係各方面から広く意見を聞くように努めてきたところであり、水俣病被害者を迅速かつあたう限り救済するため、メチル水銀へのばく露や症状に関する要件を適正で可能な限り幅広いものとし、また、対象となる方の判定のプロセスを公正で可能な限り丁寧なものとする事として、検討を行ってきた。このような検討の結果を踏まえ、特措法第5条及び第6条の規定に基づき、救済措置の方針を次のように定める。
(下線筆者)

水俣病被害者としての救済

○対象者

- ・対象地域に居住（もしくは通勤など。1年以上）
- ・過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者。
- ・1966年11月30日までに出生したもの（新潟は1966年11月30日）

2010年5月～2012年7月末で受付終了

○チッソ分社化

分社化は一方では最終的にはチッソの消滅を認めながら、他方新会社が水俣病関連の債務を引き継がずに責任を免れるような仕組みになっている（日本弁護士連合会「**水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に関する意見書**」）

○（調査研究）

第三十七条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

法・通知・通達	水俣病被害者特別措置法	
施行年月	(平成21年7月)	
	水俣病被害者手帳	
申請期限	2010年5月1日～3年をめどに終了 (既に認定申請中・保健手帳所持者は2011年3月31日まで)	
給付内容	救済措置対象者	療養費対象者
	(一時金+水俣病被害者手帳)	(水俣病被害者手帳)
一時金	210万円	なし
年金	なし	なし
療養手当入院	17700円	なし
療養手当通院	70歳以上15900円	なし
	70歳以下12900円	
療養費	自己負担分を国・県が負担	
針・灸治療費/療養費	月額7500円以内で国・県が負担	
温泉治療券		
その他	介護費用(医療系サービス)の自己負担分	
	離島加算1月につき1000円	

新潟水俣病第4次訴訟和解	団体加算金：2億円
水俣病不知火患者会集団訴訟 和解	団体一時金：29億5千万円
水俣病被害者芦北の会（村上喜治会長、294人）	団体加算金：1億6千万円
水俣病被害者獅子島の会（滝下秀喜会長、88人）	団体加算金：4千万円
水俣病出水の会（尾上利夫会長、3782人）	団体加算金：29億5千万円

<p>チッソと紛争終結の協定→対象者は、今後一切の裁判や自主交渉、患者認定の申請をしないことなどを約束</p> <p>チッソ負担：一時金と団体一時金 調印に立ち会い</p>	
小林光	環境省上席参与
村田信一	熊本県副知事
宮本勝彬	水俣市長

あいまいにされたこと
「水俣病の発生・拡大に対する行政責任」
「水俣病患者としての補償」

1996年政治的解決以降
 救済の対象者は**水俣病ではない**が一定の症状があり、
 「救済を求めるには無理からぬ理由がある。」

2013年4月	溝口訴訟最高裁判決 原告勝訴 現行認定基準（52年判断条件）によって棄却とした熊本県の判断を覆した
---------	---

「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」

平成26年3月7日
環境省総合環境政策局環境保健部長

2.総合的検討の内容

(1) 申請者の有機水銀に対するばく露

①申請者の体内の有機水銀濃度	汚染当時の頭髪、血液、尿、臍帯などにおける濃度
②申請者の居住歴	住民数に比してどの程度の数の公健法等に基づく水俣病の認定があったかを確認すること
③申請者の家族歴	同居家族等の中に、公健法等に基づく水俣病の被認定者がいるかどうか、どの程度いるか
④申請者の職業歴	同居していた家族等が、漁業等の魚介類を多食することになりやすい職業に従事していたか、その内容と期間

総合対策医療事業



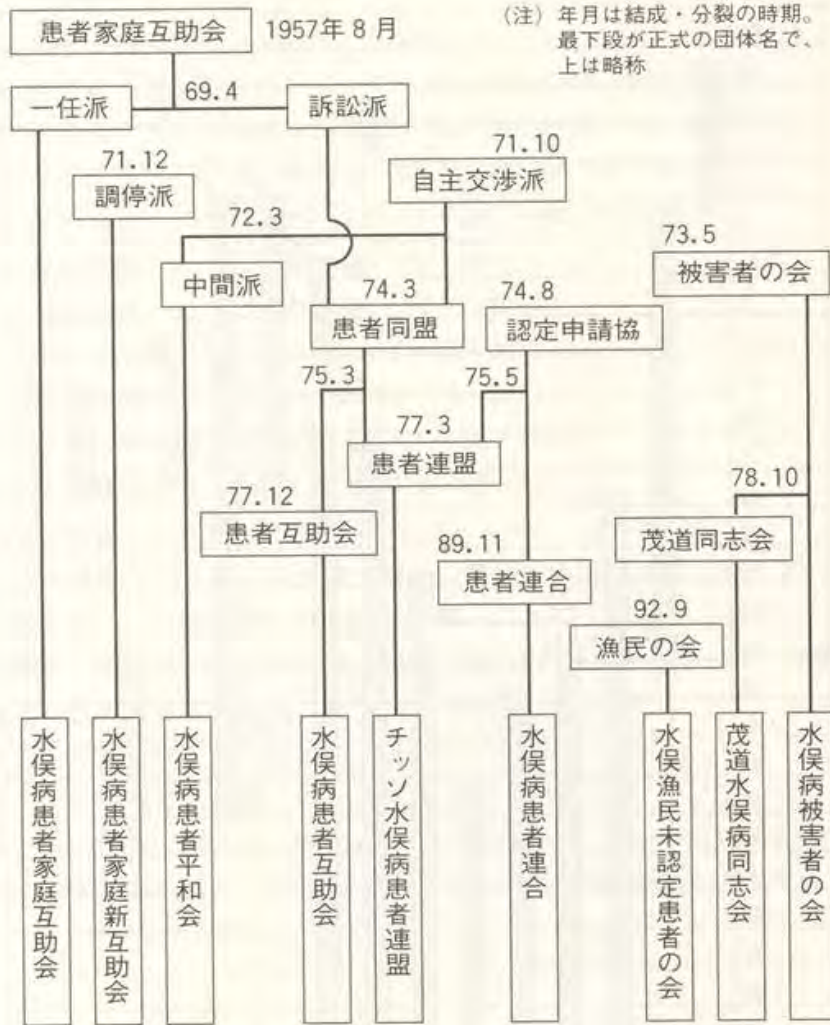
水災被災者向け避難所



制度により、分断された患者たち

資料

図2 主な患者団体の系譜



水俣病認定申請者の組織調

1	チツソ水俣病患者連盟	委員長 川本輝夫
2	水俣病被害者の会	会長 竹本巳義
3	水俣病患者家庭互助会	会長 前田則義
4	平和会	会長 石田 勝
5	水俣病患者家庭互助会（新）	会長 松永善一
6	明星会	会長 福岡義明
7	茂道水俣病同志会	会長 田中正己
8	水俣病互助会	会長 田上義春
9	水俣病出水の会	会長 尾上利夫
10	出水水俣病被害者の会	会長 橋口三郎
11	水俣病出水漁民の会	会長 吉崎忠雄
12	中岡派	代表 中岡 満
13	水俣病患者連合	会長 佐々木清登
14	湯堂水俣病申請者の会(平和会)	会長 松田伊作
15	水俣病漁民家族の会	会長 藤川富士雄
16	公害に依る漁民被害者の命を守る会	会長 小崎 弘
17	浦上町申請患者の会	会長 下田信雄
18	水俣漁民未認定患者の会	代表 滝下松雄
19	水俣病東京被害者の会	会長 渡辺幸男
20	東海地方水俣病患者互助会	会長 橋本豊子
21	関西チツソ水俣病患者の会	会長 岩本夏義
22	水俣病京都被害者の会	代表 佐々木一雄
23	水俣病被害者互助会	代表 佐藤英樹
24	水俣病不知火患者会	会長 大石利生
25	水俣病被害者芦北の会	会長 村上喜治

*熊本県水俣病相談事務所「水俣病問答集」平成7年 p108、p109

2019年3月20日 水俣市昭和町に立てられた看板



水俣病 病名変えて

「水俣市民の会」は、元自営業の土地所有者を含む10人で、3年ほど前から話し合いを続け、市民の誰かが声をあげるしかないという結論に至り3月20日に設置したという。記事では、水俣市民や出身者が水俣病という名前の影響を受けてきたため、原因がメチル水銀だと明確に示す病名に変更すべきだ

差別的 今なら付けぬ

「求めているのは病名変更ではなく正しく改める『改正』。水俣病は本来メチル水銀中毒症とされるべきで、同じような公害病が発生しても、今なら水俣病のような名前は絶対に付けない、差別的な名前だ。水俣病は、風評被害の最初の事例ではないだろうか」

従前と続く病名変更運動

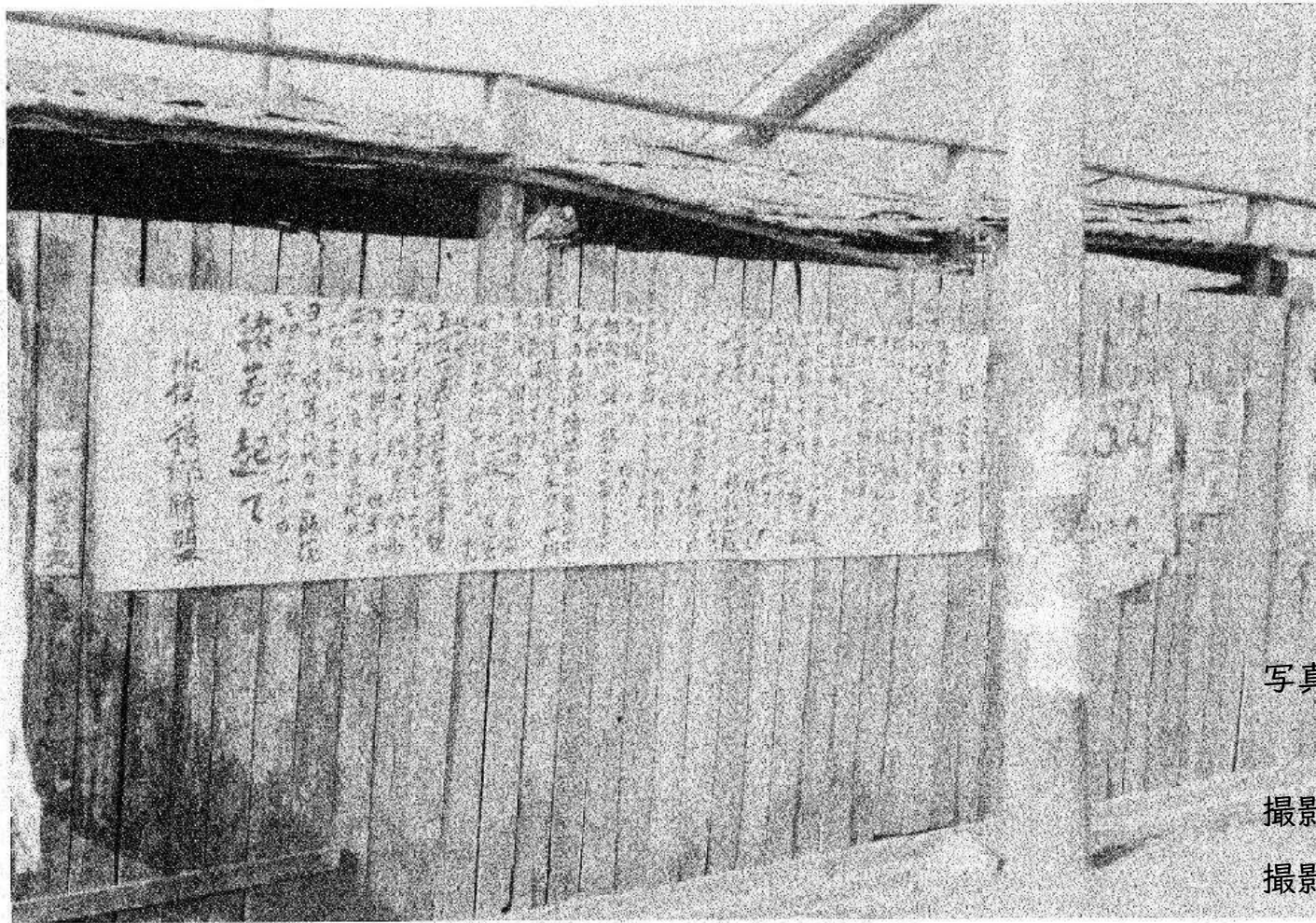


写真 水俣学研究センター新日

本室素労働組合旧蔵写真

撮影日：昭和34年10月30日

撮影地：水俣市大黒町

1959年になって水俣市漁協や鮮魚小売商組合が操業中止を求めチッソとの交渉を始めた。すると「水俣護郷聯盟」の名で、「日窒素を守れ!」「ヨソの奴等に我々の飯碗を叩き落されてタマるか!諸君起て!」とチッソの操業中止に反対するビラが水俣市中心街に張り出された。

11月7日には、水俣市の代表（水俣市長、市議会など45人）が熊本県知事らに「工場排水を止めることは、工場施設を破壊することになり完全に工場をつぶすことになる。水俣市とともに発展してきた工場を守ってほしい」と陳情

操業中止を求めた漁民はおよそ2000人、当時の水俣市の人口は5万人弱、そして、水俣病患者家庭互助会は78人だった。多くの水俣市民にとって、水俣病で被害を受けている漁民や患者とその家族はチツソを脅かす存在

出典

水俣病研究会編『水俣病事件資料集下巻』1996年、p1341

昭和35年国勢調査では水俣市の人口は4万8342人

水俣病研究会編『水俣病事件資料集上巻』1996年、p 130

1971年11月14日「水俣を明るくする市民大会」

「水俣病の円満解決」を謳い、水俣市長、島田チッソ社長を会場に招き

「水俣を明るくする市民連絡協議会」を結成

「これ以上水俣で騒がれるのは、もうごめんだ！という市民の声が日増しに強くなっています。私たちはこれからの『告発の会』の動向に対し、最大の関心と警戒を払わないわけにはいきません。」（出典：新日本窒素労働組合旧蔵資料2137）

大会開催時の宣言文

「いまや、我々の水俣市においては、水俣病問題の再燃によって、水俣市のイメージは著しく低下し、市が当面している過疎化現象の対策や産業経済の発展の大きな障害となっている。しかも、外部に対して、いまもって水俣病が発生しているかの感を与え「水俣」という言葉に恐れさえ抱かせている。」と記載し、活動方針ではそのことが「水俣市の発展を阻害してきた。」と書かれ、さらに「水俣病の病名を変更し、市のイメージアップをはかるよう関係各方面に強く訴えよう。」昭和46年11月14日水俣を明るくする市民連絡協議会大会次第 宣言文（出典：新日本窒素労働組合旧蔵資料2137）

2016年 水俣病公式確認60年アンケート調査

熊本学園大学水俣学研究センター・朝日新聞社

調査票：8948人

回収率：29.27%（回収アンケート票は2619票）

配布（送付）開始日：2016年2月18日

回収締め切り：3月14日としていたが、5月までに
到着した調査票があったので分析対象
（有効票）に加えた

協力団体 11団体

水俣病被害者獅子島の会 水俣病不知火患者会 水俣病被害者の会全国連絡会

水俣病被害者互助会 水俣病互助会 チッソ水俣病患者連盟

水俣病患者連合 出水健康互助会 水俣病被害者芦北の会

水俣病被害市民の会 社会福祉法人さかえの杜 ほっとはうす

⑫ 「水俣病」という病名についてどう思いますか

	実数 (人)	全体 (%)	有効回答 (%)
1.このままでよい	1594	60.9	67.3
2.変えたほうがよい	293	11.2	12.4
3.どちらでもよい	159	6.1	6.7
4.わからない	322	12.3	13.6
小計	2368	90.4	100.0
無回答	251	9.6	
合計	2619	100.0	

差別と偏見の課題は、水俣病という病名によって引き起こされるのではなく、水俣病被害そのものに対する認識や発生確認から今日にいたる社会環境がもたらしたものと考えられる。水俣病の病名変更の必要がないという当事者たちの認識は、環境破壊を通してもたらされた健康破壊や社会的被害の克服という考え方の帰結であり、尊重すべき判断であろうとおもう。

「水俣病公式確認60年アンケート調査最終報告書」 38 p

水俣病患者に向けられる差別

○病者に対する差別

差別されてきた水俣病患者

結婚、就職での差別

「学校に行きたくなかった」

○ニセ患者発言

◇ 今日の「水俣病」に対する差別と偏見

「水俣病、さわるな」2010年6月のサッカー事件

◇ 水俣市立水俣病資料館の語り部の会会長（56歳）の自宅に差別電話

会長は、2007年3月に水俣病認定

2014年5月、自宅に中傷する電話が計3回かかる。留守番電話に残る発信先を警察に届け出。その後、非通知の無言電話が夜間や早朝にあった

「そんなに金が欲しいのか。被害者のふりをして。もうやめんか」

「いつまであんたどま騒ぐとか」

◎疾病利得

認定審査会の徳臣医師の1969年9月10日に開催された第63回日本内科学会総会での発言

「この問題は補償問題が起こった際に、水俣病志願者が出現したので、過去においてわれわれはハンター・ラッセル症候群を基準とすることで処理した。」（互助会義務付け訴訟甲B2-1-5・5及び6頁）

ニセ患者発言

- ・ 1975（昭和50）年8月7日熊本県議会公害対策特別委員会:杉村国夫委員長）

「認定申請者の中には補償金目当てのニセ患者がたくさんいる。認定審査会はこうしたニセモノとホンモノを見分けるのに苦勞している」

「患者に認定されれば千六百万円もらえるので、水俣市ではニセ患者が相次いで申請している」「だいたい、申請者は金ばかりに目を向けて、オレもオレも水俣病だと言って何回も申請を出している」1975年8月8日熊本日日新聞朝刊

- ・ 1975年7月31日号の週刊文春にもある審査会委員の発言

「いま申請者のうちで、ほんとうに水俣病の症状を持っているのは10%だ。しかし、いろいろ事情があるので四五%は認めなきゃいかん」

認定制度による水俣病の偏狭化

1977（昭和52）年環境庁事務次官通知「後天性水俣病の判断条件について」（52年判断条件）

昭和46年環境庁事務次官通知では、水俣病以外の疾病でも認められる症状であり、認定基準としては曖昧な内容であるにもかかわらず、申請者において上記症状の一つでも認められれば水俣病と認定しても良いという誤解を招いたとして、認定に関する認定条件は現行の症状の組み合わせが必要

日本弁護士連合会公害対策委員会『水俣よみがえれ-水俣病実態調査報告書-』1983年、p57～58

1974（昭和49）年9月、公害健康被害の補償等に関する法律（被害者を円滑かつ迅速に救済する趣旨）

1977（昭和52）年7月「後天性水俣病の判断条件」（環境保健部長通知）

①後天性水俣病に認められる症状は四肢末端の感覚障害、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、歩行障害、構音障害などをきたすほか、精神障害なども認められる。

②これらの症候は、単独では一般に非特異的であると考えられるので、水俣病であることを判断するに当たっては、高度な学識と豊富な経験に基づき総合的に検討する必要がある。

③有機水銀に対する曝露歴があって上記①の症候のうち、四肢末端の感覚障害に加え、他の症候のいくつかに関する組み合わせが認められる者については水俣病の範囲に含まれる。（③に該当しない場合であっても、②により総合的に判断することは可能）

と、より厳しいものとした。

（参考「よみがえれ水俣」p57～58）

救済制度によって患者差別

「水俣病」に見られる症状を持つもの、水俣病被害者

1996年総合対策医療事業：医療手帳と保健手帳

水俣病患者としての救済ではなく、「水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者」に対しての救済。

週刊新潮1997年11月16日号

「特集「ニセ」水俣病患者二百六十万円賠償までの四十年」
「“政府公認”のニセ患者」

政府が新たな制度をつくったことによって新たな差別を生み出し、水俣病の被害者をつくり出した。

水俣市の組織改編

環境課内の 水俣病・もやい推進係 が環境政策室を統合し、環境もやい推進室 へ

熊本日日新聞朝刊 4月2日によると

環境もやい推進室の人員は旧2部署の計6人から2減の4人となった。市総務課は「全体的な人員配置を見直す中で人員を減らしたが、業務内容は従来と変わらない。水俣病で分断された市民の融和を図る『もやい直し』を名称に残しており、水俣病が市の重要な課題であることに変わりはない」としている。

- 公害環境対策特別委員会 1964年から55年間続いていた。
- 提案者は「環境全般にわたり幅広く議論する必要があるため」と説明した上で「設置目的は変えず、水俣病問題も引き続き議論する」と強調
- 保守系の市議が「いつまでも『公害』を掲げていては、街のイメージに関わる」と改称を発案。 チッソの事業子会社JNC社員2人を含む最大会派の代表が 6月7日の議会運営委員会で提案
- 賛成9人、反対5人で7月3日可決された。

水俣市は水俣病と向き合いたくない？

水俣病を世界に伝えた米国人の写真家ユージン・スミス
(1918~1978)を描いた映画「MINAMATA」(主演ジョニー
デップ) 2021年9月~日本で公開 <https://longride.jp/minamata/>
2021年9月18日(土) 水俣市文化会館で先行上映(実行委員会)

6月、水俣市に名義講演依頼→「映画が史実に即しているか
や制作者の意図が不明で、被害者への差別・偏見の解消に資
するか判断できない」と拒否

熊本県

名義後援承諾「水俣病が発生した事実が発信されるという
意義があり、外国でも上映されるので多くの人に関心を持っ
てもらい、歴史や教訓を学んでもらうきっかけになる。世界
的に発信されることに意義があると考えた」

水俣市は水俣病と向き合いたくない？

現在の高岡水俣市長はJNC（元チッソ）の労働組合から全面支援を受けて2018年に初当選

◎映画の制作段階に市側から繰り返し注文

高岡市長は2019年3月の市議会で、映画の内容について「当時の様子や歴史などに加えて、現代の水俣の姿も発信されることを望んでいる」

「水俣で起こったことが正確に伝えられることは大切であるというふうに思っておりますけども、一方で、**地域にとって負のイメージだけが広がらないようにお願いしたい**、という風にも考えております」

市はその後、「差別や偏見の解消につながる作品なのか判断できない」（西日本新聞、7月13日）「映画が史実に即したものか分からず、制作者の意図も不明」（熊本日日新聞、7月14日）などという理由から、水俣市で予定された映画の先行上映会への後援を断った。

<https://www.buzzfeed.com/jp/kotahatachi/minamata-3>

「MINAMATA」のレヴィタス監督は

- 「現在も必要な支援を得ていない患者の方々や、認定されていない方がいる。助けを求める人々には、注目される機会が必要です。地方行政は本来ならそうした声を代弁し、大きくして届ける立場のはずですが、その機会を逃し、企業の利益を優先しているように見えてしまうことは、非常に悲しい状況です」
- 「何が優先されているのか、誰の命が軽んじられているということがわかる言葉ですよね。患者さんや被害者の存在をなきものにして、経済的な利益を優先したいのではないのでしょうか。それは、当時のチツソと全く同じ言い分ですよね」

水俣病の歴史が消されようとする

1909（明治42）年 最初の日本窒素肥料株式会社水俣工場

1978（昭和53）年からは（株）江川 合金鉄加工販売



チッソ旧工場 2015.11.3



2020.2.21



2023.9.22

2023/09/22

水俣病の歴史が消されようとする 百間排水口



百間排水口樋門撤去問題

2022 (令和4) 年4月16日に水俣市上下水道局長が百間排水ポンプ場の放流樋先にあるブラップゲートの保護表面に亀裂があり、調査の結果FRP部分が裂け中の木板が腐食し一部壊れている。ゲート前にある足場も表面保護が剥がれてきていることを確認

「今回復旧は行わず撤去することを決定し、令和5年度予算に349万円を計上」。令和5年3月議会に提案して承認された（水俣市議会では詳しい説明はなく水俣市議員は撤去が含まれていることに気づかなかった）

6月13日「工事のため片側通行」との立て看板を見た市民から「樋門が撤去されるらしい」

6月14日 水俣病患者・支援者連絡会の仲間で現場を確認し、翌日上下水道課を訪ね、百間排水溝（口）の樋門の撤去が明らかになった。

7月1日 水俣市は樋門の撤去工事を試み、市民の「抗議の座り込み」で着工を見送った。

7月5日 熊本県知事が記者会見で、「百間排水口について水俣市と保存で協議する」と発言

日本環境会議や有識者会議が、水俣市長に「百間排水口樋門撤去の撤回を求める緊急要望書」や「百間排水口を歴史的遺構として現場保存を求めるアピール」

熊本県が「百間排水口については文化財としての位置づけの可能性も見据え、現場保存を前提に検討・具現化していくことを約束」し「覚書」を提案

1次訴訟原告は

第一次訴訟で原告

「なんで今頃ち思った。患者の気持ちは患者じゃなからんば分かん」と。

「勝つまで頑張らんば、何もなかったことになる。勝つまで頑張らんば」

胎児性水俣病世代の原告は

「看板は、チツソを擁護する人たちが考えることだと思う。チツソと仕事でかかわりがある人たちだから。

でも、なぜ水俣病が長引くのか考えるべきだ。看板を立てる前に国や熊本県、チツソと向き合うべきだ。

最初の頃だって、漁民がチツソに申し入れをしたときに、チツソがきちんと向き合わなかったから、被害は大きくなり、解決しなかった。

国や熊本県も被害者が訴えてもきちんと向き合わなかったから、被害が広がった。早く自分たちの罪を認め、不知火海沿岸の健康調査を行い、住民が安心するような対策をとることが先だ。それをしないから長引いている。そこを考えて欲しい。」

第2世代訴訟 国家損害賠償請求訴訟

2007年	10月11日	熊本地方裁判所に国・県・チツソを被告に国賠訴訟提訴
2013年	11月1日	1人の原告が公健法の認定
2014年	3月1日	地裁判決 3人は水俣病と認め、5人は認めず 控訴
2020年	3月13日	福岡高裁判決 原告敗訴 上告
2022年	3月8日	最高裁判所上告棄却 控訴審確定（原告敗訴）

第2世代訴訟 認定義務付け訴訟

2015年	10月15日	熊本地裁に提訴
2022年	3月30日	熊本地裁判決 原告敗訴 控訴
2025年	1月20日	福岡高等裁判所 控訴審第5回口頭弁論

参考文献・引用文献・おすすめ文献

原田正純著『水俣病』岩波新書 1972年 『水俣病は終わっていない』岩波新書 1985年2月

原田正純著『水俣が映す世界』日本評論社 1989年 『水俣病に学ぶ旅』日本評論社 1985年

花田昌宣・原田正純編著『水俣学講義 第1～5集』日本評論社

原田正純著『水俣・もう一つのカルテ』新曜社 1989年 『私の水俣学ノート 金と水銀』講談社 2002年

原田正純著『いのちの旅－「水俣学」への軌跡』東京新聞出版局 2002年

原田正純、田尻雅美、山下善寛「環境病跡学－環境汚染による疾病の疫学的診断方法」『社会医学研究』第26巻 2009年6月

田尻雅美著「水俣病の歴史と差別の実態」『部落解放研究』216号部落解放・人権研究所 解放出版社 2022年3月

田尻雅美著「水俣病被害を矮小化するカ―病名変更を求める看板から考える―」『月刊ヒューマンライツNo.376』部落解放・人権研究所 解放出版社 2019年7月

田尻雅美著「シリーズマイノリティの声 第23回 放置される水俣病―救済策によって強化される差別」『月刊ヒューマンライツNo.357』部落解放・人権研究所 解放出版社 2017年12月

田尻雅美著「水俣病の歴史と差別の実態」『部落解放研究』部落解放・人権研究所 216号

『差別禁止法制定を求める当事者の声④水俣病問題のいま』部落解放・人権研究所 2017年10月

熊本学園大学水俣学研究センター『ブックレットNo.1～18』 熊本日日新聞社

花田昌宣著『水俣病研究序説』藤原書店 2004年

水俣学研究センター資料叢書Ⅰ『水俣病にたいする企業の責任 チッソの不法行為』水俣病研究会 復刻版

水俣病研究会編『水俣病事件資料集上下巻』葦書房 1996年

有馬澄雄編集『水俣病 20年の研究と今日の課題』青林舎 1979年

東京・水俣病を告発する会編 縮刷版『告発』「告発」縮刷版発行委員会1971、1974年

吉田司『下下戦記』白木社 1987年12月